

氏名	要 田 洋 江		
学位の種類	博 士 (学 術)		
学位記番号	第 3987号		
学位授与年月日	平成13年 3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当者		
学位論文名	「共生社会」ビジョンと日本の社会福祉システムの課題 —障害児と家族をめぐる差別と共生の視座から—		
論文審査委員	主 査 教 授 白澤 政和	副主査 教 授 坂口 正之	
	副主査 教 授 秋山 智久		

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、日本の障害児とその家族が抱える問題を解決する方途を探るためになされたもので、現代日本における障害児・者とその家族がおかれている問題状況の分析および障害を持つ人々との共生をめざす社会福祉システムのあり方に関する研究であり、2部11章からなる。

序章では、本研究の問題意識とそこから導かれる本研究全体の基本的視座を明らかにした。第1部の第一章は、障害児を出産した母親たちの「語り」から、障害者差別とは、「常識」のなかにある〈健全者の論理〉を人々が用いることによって生まれること、したがって、親自身も障害児を差別する両義的存在であることを明らかにした。第二章は、親たちがぶつかる障害の「打ち明け」問題を通して、日常生活世界の相互作用場面で生起する差別的状況を分析した。第三章は、日本の障害者解放運動のスローガンに表れた「親の愛」の否定について、その主張の意味を読み解くとともに、日本の家族一般における「子の自立」「親の愛」の現状について再検討を加えた。第四章では、一章から三章を通して明らかにしてきた本研究の知見を、国際的な研究のなかに位置づけなおすとともに、日本社会において差別的行為を生み出す「世間」の枠組み、および「世間」によらない個人の確立について論じた。

次いで、第II部は、障害者問題を、家族問題に矮小化して母親＝女性に問題の責任を転嫁し、障害者と女性を対立させる構図を作っている現行の日本の社会福祉システムに焦点をあて、批判的分析を試み、「共生社会」ビジョンから日本社会のあるべき方向を論じた。まず、第五章は、障害児の親となる時、周囲の人々はどのような対応をするのかについて親の側から見た支援の現実をみた。第六章は、日本の近代の社会政策（社会福祉政策）の歴史においていかに「家族」が生活保障全般の責務を負わされてきたかを明らかにした。第七章は、近代社会における日本の家族のあり方が、障害児と母親との相克、および母親の葛藤を導くことを明らかにすると同時に、母親の葛藤は、日本型近代家族の異議申し立て力の弱さによることを明らかにした。第八章は、健常者と障害者だけでなく、障害者間でもさまざまな差別を生み出している日本の障害者福祉制度が、障害を持つ人々を包括的にとらえられない否定的障害者観をもつ医学モデルに基づくこと、また残余的福祉モデルの社会福祉制度から導かれていることを明らかにした。第九章は、西欧社会での福祉国家の発達史から、社会の構成員にとっての社会福祉制度の意義を明らかにするとともに、なぜ日本の社会福祉システムが「共生社会」のビジョンをもてないのか、その原因について論じた。終章では、家族集団単位の残余的福祉モデルをとる日本の福祉国家のタイプを、国際的な研究の内に位置づけ直し、日本の政府が現在選択している社会政策の方向を残余的福祉モデルに基づく福祉多元主義であることを明らかにした。加えて、日本型福祉国家を形成する上で大きな影響を与えただけでなく、人間の生命の尊厳いのちという家族独自の倫理をもたないため、国家や資本に対して抵抗できない、西欧とは異

なる日本の「家父長制」の性格を明らかにした。

最後に、本研究のまとめとして、「共生社会」への転換はいかにしてなされるのかについて。本書の知見から、個人や社会を成り立たせる価値観や認識枠組みの脱「世間」化、脱国家主義化、脱「家父長制」化していくという方向、また、人間の生命の尊厳に基づく価値観—脱「優生思想」化—の育成の必要を示すとともに、そのためには社会を構成する一人ひとりの「共生社会」へ向かう意志の持続と、そのような社会構築を求める人々の「ネットワーク」の重要性について指摘した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本における障害児とその家族が抱える問題を解決するために、第1部では、障害児を持つ親に対する面接調査を通じて、地域社会で障害児・者が生活していくことの困難さ、さらにはその困難さの現実が何に由来されているかを明らかにし、第2部では、障害者が地域で多様な人々との共生をめざして生活していくための支援システムを展開するのに必要な社会福祉システムのあり方を研究している。

第1部の特徴は、日本の「障害児の親」の問題を、障害児とその母親の複眼的な視角から差別問題を掘り下げ、日常生活における障害者を排除する仕組みを明らかにしたが、面接データを用いた独創的分析により導き出した以下の知見は高く評価できる。第1に、障害者差別は、「常識」の中にある健全者の論理を人々が用いることにより生まれ、親自身もその「常識」から自由ではなく、周囲から「差別される対象」と障害児を「差別する主体」でもある両義的な存在であること、第2に、障害児をとりまく人々の差別メカニズムを解明し、障害児との白らの位置との近きをもとに、とりまく人々は差別されたくないという感情から、障害児を隠す「身元隠し」行為と心理的・社会的「距離化（遠ざけ）」行為に分かれ、前者は差別される側に、後者は差別する側に位置づくこと、第3に、親自身が「身元隠し」でのアンビバレントな状況から突破し、親本人および障害児の尊厳の取り戻しは、積極的な「打ち明け」行為にあることを例証した。第4点目として、市民として自立する障害児・者を育てる親になるためには、障害児の親の役割として、差別・排除する社会のエージェントから、障害児の立場によりそう「代弁者」となることを導き出している。5点目は、両親がかかけがない我が子と向き合う新しい家族像の確立を提唱し、そのために親たちの共生ネットワークの必要性を指摘した。以上のことから、障害児の親が、いかにして「世間」の「常識」が要求する否定的障害者観を拒否し、「世間」という枠組みを突破して肯定的障害者観を獲得していくべきかの道筋を、論者が20年前に始めた障害者の親への聞き取りから論証した。

第2部の特徴は、障害者の地域支援システムを展開していく際に、障害者の自立を阻害する日本の社会福祉システムをジェンダーの視点から分析している。その際に、日本社会の文化や価値に焦点を当てて分析することで、差別的現実や障害児の親が抱える問題を解決し、さらには障害児の社会参加を可能にする社会福祉システムのパラダイムを明示している点が、斬新な視点である。具体的には、障害児・者の在宅生活は家族への囲い込みを前提とした家族主義残余の福祉モデルによるサービス提供に過ぎず、母親に犠牲を強いる閉鎖的家族主義を生み出していることを論証し、この結果として、日本の従来の社会福祉システムが依拠してきた医学モデルの問題点を指摘し、「日常生活モデル」への転換を示唆した。

全体として、個々人が差別的な認識枠組みである「世間」を超え、自立した個人を形成することが不可欠であることを指摘しているが、研究課題への独創的なアプローチでもって、詳細で綿密な論点の理論的整理を行い、「共生社会」ビジョンと日本の社会福祉システムに対して新たな方向づけを行うことができた。よって、本論文は博士（学術）の学位を授与するに値するものと認められる。